

特許紙
50,000

特許紙
10,000

特許紙
500

(60,500円)

作成見本

審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示 特許第 号無効審判事件

2. 審判の請求に係る請求項の数 2

3. 請求人

住所(居所) 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名(名称) 特許株式会社

(代表者) 特許太郎

印

4. 被請求人

住所(居所) 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

氏名(名称) 経産株式会社

5. 請求の趣旨

特許第 号発明の特許請求の範囲の請求項1及び2に記載された発明についての特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

6 . 請求の理由

(1)請求の理由の要約

特許法第29条第2項(特許法第123条第1項第2号)

請求項	本件特許発明	証 拠
1	<p>A. ~サーマルプリンタにおいて、 B. シングルストライクリボンカセット(6) か、マルチストライクリボンカセット(7) か、を識別するリボンカセット識別手段(23)と、 C. サーマルヘッド(4) の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段(5) とを設け、 D. 該駆動エネルギー制御手段(5) は、前記リボンカセット識別手段(23)からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6)の場合には、マルチストライクリボンカセット(7)の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4)を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。 (効果) 印字濃度の均一化</p>	<p>甲第1号証 特開平 - 号公報 ・第3頁第 欄第・行~第4頁第 欄第・行 A. ~サーマルプリンタにおいて、 B . シングルストライクリボン(12)か、マルチストライクリボン(15)かを識別して、サーマルヘッド(3)の駆動エネルギーを変化させる点 C制御手段(36)と、 Dした点。 (効果) 印字濃度の均一化 甲第2号証 実公平 - 号公報 ・第4頁第 欄第4~26行 Bカセット識別手段(16)</p>
2	<p>E. 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項1記載のサーマルプリンタ。</p>	<p>甲第1号証 ・第4頁第 欄3~12行 E駆動電流を制御する、サーマルヘッド(13)の駆動エネルギー制御手段。</p>
理由点	<p>(請求項1) 請求項1に係る発明では、カセットを識別しているのに対し、甲1号証記載の発明ではリボン自体を識別している点で相違するが、カセット自体を識別する点は、同じくサーマルプリンタのサーマルヘッドの技術である甲2号証に記載されており、甲2号証記載のものを甲1号証に適用することは、当業者にとって容易である。 (請求項2) 駆動電流を制御しサーマルヘッドの駆動エネルギーを制御することは、甲1号証に記載されている。</p>	

(2) 手続の経緯

出願 平成 年 月 日
登録 平成 年 月 日
特許掲載公報発行 平成 年 月 日
(特許第……号公報)

(3) 無効審判請求の根拠

本件特許の請求項 1 及び 2 に係る発明は、甲第 1 号証及び甲第 2 号証に記載された発明に基いて、出願前に当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものであり、その特許は同法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件特許を無効にすべき理由

本件特許発明

本件の請求項 1、2 に係る各特許発明は、本件特許第 号の願書に添付した特許請求の範囲の当該各請求項に記載されたとおりの、

「(請求項 1)

- A. 印字を行うためのサーマルヘッド(4)と、印字のためのリボンを収納するリボンカートリッジ(6)(7)と、サーマルヘッドを駆動する駆動手段(3)を備えたサーマルプリンタにおいて、
- B. シングルストライクリボンカセット(6)かマルチストライクリボンカセット(7)かを識別するリボンカセット識別手段(23)と、
- C. サーマルヘッド(4)の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段(5)とを設け、
- D. 該駆動エネルギー制御手段(5)は前期リボンカセット識別手段(23)からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6)の場合にはマルチストライクリボンカセット(7)の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4)を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。

(請求項 2)

- E. 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項 1 記載のサーマルプリンタ。」

である。

そして、本件の各発明は、この構成によりシングルストライクリボン

カセット又はマルチストライクリボンカセットのいずれを使用しても、印字濃度を均一にするという作用・効果を奏するとされているものである。

先行技術発明が存在する事実及び証拠の説明

本件特許の出願前に頒布された刊行物である甲第1号証（特開平
- 号公報、×年×月×日発行）の第3頁 欄第・行～第頁
第 欄第・行には、本件請求項1及び2に係る各特許発明の構成中、
A、C、D及びEに相当する構成、及びB なる点、また、請求項2
に係る発明の構成中、Eに相当する構成が記載されている。

すなわち、同号証はサーマルプリンタに関するものであり、その第 頁
欄第8～28行には、「……………」と記載され、第4頁左欄第22～右
欄第5行には「……………」と記載され、本件請求項1のうち、A、C、
Dに相当する構成及びBではなくB である点が記載されている。ま
た、第4頁右欄第12～25行には、「……………」と記載されており、請求
項2に係る発明の構成のEに相当する構成が記載されている。そして甲第
1号証に記載された発明は、上記の構成により、いずれのリボンを用いて
もプリント濃度を均一にすることができる、という効果を有するものであ
る。

さらに、本件特許の出願日前に頒布された刊行物である甲第2号証（実
公平 - 号公報、 年 月 日発行）の第4頁第 欄、第4～
26行には、本件請求項2中、Bに相当する構成が記載されている。

すなわち、同号証第4頁第 欄第4～26行には、「……………」と記載
されている。

本件特許発明と先行技術発明との対比

（請求項1）

本件請求項1に係る特許発明と甲第1号証に記載された発明とを対比す
ると、両者は、シングルストライクリボンかマルチストライクリボンかの
識別信号に応じて、ヘッドの駆動エネルギーを制御するものである点で共通
し、請求項1に係る特許発明は、……（B）……であるのに対し、甲第1
号証に記載された発明は、……（B ）……である点で、両者は相違する。

しかしながら、甲第2号証には……………した点が記載されており、しか
も甲第2号証に記載されたものはサーマルプリンタのリボンカセットの識
別に関する技術であり、本件特許発明及び甲第1号証に記載された発明と
技術分野を同一にするものであるから、甲第2号証に記載された上記の点

の構成を甲第1号証に記載されたものに適用することはその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に推考し得るものである。

また、本件特許発明の効果も、甲第1号証及び甲第2号証記載のものから予測できる効果以上のものはない。

(請求項2)

本件請求項2に係る特許発明と甲第1号証に記載された発明とを対比すると、甲第1号証には、請求項2に記載の「E」についても記載されていることから、請求項2に係る特許発明も、甲第1号証に記載された発明に、甲第2号証に記載された発明を適用したものに相当するが、この点はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって容易である点は、請求項1について述べたとおりである。

(5) むすび

以上のとおり、本件請求項1、2に係る各特許発明は、甲第1号証、甲第2号証に記載された発明に基づいて、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が特許出願前に容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないものであり、特許法第123条第1項第2号に該当し、本件特許は無効とすべきものである。

7. 証拠方法

(1) 本件請求項1及び2に係る特許発明が、その出願前に頒布された刊行物に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであることを、甲第1号証ないし甲第3号証により立証する。

(2) 証拠の表示

甲第1号証：特開平 - 号公報

甲第2号証：実公平 - 号公報

8. 添付書類の目録

(1) 甲第1号証写し	正本1通及び副本2通
(2) 甲第2号証写し	正本1通及び副本2通
(3) 審判請求書	副本2通